

## 基本目標4：災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域の実現

### (8) 持続可能な居住環境の実現

#### ① 施策展開の方向

住宅の耐震化の普及や地震に関する情報提供を行うとともに、被害の発生を未然に防ぐ事業の実施、災害時の緊急対応の備えと復興支援に向けた体制を充実することで、災害時の被害を最小限に食い止め、持続可能な居住環境の実現を図ります。

#### 持続可能な居住環境の実現

- a. 住宅の耐震化促進と地震に関する情報提供や相談体制の充実
- b. 土砂災害・津波による被害の発生防止
- c. 災害時の緊急対応と復興支援

#### ② 具体的な施策

##### a. 住宅の耐震化促進と地震に関する情報提供や相談体制の充実

###### 住宅の耐震化に関する相談体制の充実

(実施主体:県・市町村)

- 耐震化に関するパンフレットを作成し、相談窓口やホームページにおいて公表とともに、市町村毎の助成制度一覧、耐震化費用、耐震改修コストを抑えることができる「低コスト耐震改修工法」、事業者情報、助成制度、税制の優遇措置について情報提供を行います。
- 耐震性がなく、省エネ性能も著しく低い주택については、耐震改修の促進に加え、建替への誘導を行います。
- 耐震改修工事を進めていくにあたり、無料耐震診断制度は重要な役割を果たすことから、各地区で開催する説明会、講習会、セミナーの開催後に無料耐震診断を手軽に申請できる体制を整備します。

###### 地震リスク情報の提供

(実施主体:県・市町村)

- 耐震性能、耐震診断評点に応じた被害予測など地震による被害リスク情報を県民に対してわかりやすく提供します。
- 県内断層による想定震度、液状化等の地震リスク情報が公開されているとどり Web マップの周知、活用を図ります。

- 自治会や地域活動を通じて県民の防災意識を高め、災害時には情報伝達や避難誘導等、地域が主体となって行う自主防災活動を支援します。

#### 住宅の耐震化に係る施策等の普及啓発

(実施主体:県・市町村)

- 住宅の耐震化助成制度、税制優遇に関する情報を県ホームページ、市町村広報、自治会回覧等により、定期的に提供し、住宅所有者に制度の周知を図ります。
- 地域別にモデル的な住宅を選定して耐震診断、耐震補強設計を行い、その結果を参考に耐震診断や改修について学ぶ耐震化学習会を開催します。
- 市町村・建築関係団体と連携して、耐震診断を実施した際の低コスト耐震改修工法による概算工事費の提示や補助制度の説明等を行い、耐震改修工事の促進を図ります。
- 過去に耐震診断を実施した所有者等に対し、ダイレクトメールの送付や戸別訪問等により耐震改修工事の実施を促します。
- 低コスト耐震改修工法を学ぶためのスキルアップ研修を開催します。
- 住宅の耐震改修に係る助成制度の補助率及び補助上限が高い「住宅耐震化総合支援メニュー」により、補強設計及び耐震改修を総合的に支援します。
- 所有者等の負担軽減のため、耐震改修工事費から補助金を差し引いた額のみの資金確保で工事が実施できるよう工事請負業者が所有者に代わって市町村から補助金を受領できる代理受領制度の導入を図ります。

#### b. 土砂災害・津波による被害の発生防止

##### 被害発生の予防事業の計画的実施

(実施主体:県)

- 土砂災害の危険区域として指定された箇所について、対策工事の緊急性を判断し、計画的に砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の予防事業を実施します。

##### 土砂災害危険箇所におけるソフト対策の推進

(実施主体:県・市町村)

- 土砂災害の危険箇所に関する情報を広く提供するとともに、市町村による地域単位でのハザードマップづくりや防災訓練などの活動を通じて、土砂災害の認識、避難体制の準備などの防災対策の推進を図ります。
- 土砂災害特別警戒区域では、住宅の新築時・建替時等の構造規制や開発行為の制限を課す一方で、区域内の住宅の撤去や危険箇所からの移転、または危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修のため金融機関等から融資を受けた場合の借入金利子相当額を国・県・市町村で助成を行います。

- 沿岸部における津波避難施設(津波避難タワー、ビル等)の整備を行う市町村の取組に対して支援を行うとともに、危険箇所の確認や防災マップの作成等、「自主防災組織」を結成し、避難訓練等を行うなどの地域防災活動を推進します。

#### ◇ 関連施策

##### ■土砂災害防止推進事業

近年、全国各地で異常気象等により土砂災害・水害などが多発していることから、平成26年11月改正土砂災害防止法が成立し、より早く確実な情報提供が求められています。

防災意識の啓発と向上のため、防災教育、出前講座、講習会、防災訓練等を行い、土砂災害防止を推進します。

鳥取県治山砂防課

##### ■鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業

土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（通称：レッド区域）内において、住宅の建築等を行う際には一般的な住宅よりも、壁や基礎を強化するなどの構造規制がかかり、都市計画区域外であっても新たに建築確認が必要となります。

一方、鳥取県では、中山間地域の持続的発展を進めており、レッド区域の多くはこの中山間地域に存在します。

このため、レッド区域内に居住する方の定住を支援することを目的として壁や基礎などの強化経費に対して補助金を交付しています。補助金額は市町が決定し、県はその総額の1／2を補助しています。

鳥取県治山砂防課

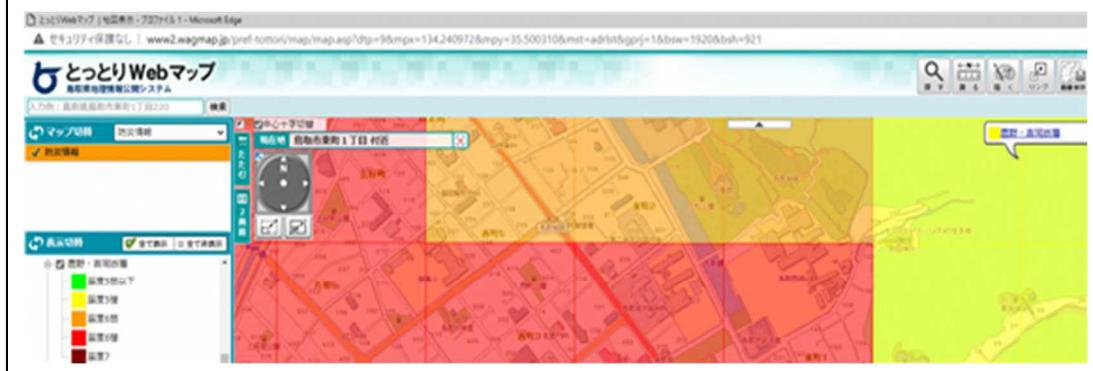
##### ■鳥取県津波避難施設整備促進事業

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、沿岸部における津波避難場所の早急な確保が求められることから、これらを整備する市町村に対して、津波避難施設（津波避難タワー、ビル等）の指定及び整備を支援しています。

鳥取県住まいまちづくり課

##### ■とっとりWebマップの表示例（鹿野・吉岡断層）

###### ＜最大震度予測＞



### c. 災害時の緊急対応と復興支援

#### 鳥取県被災者住宅再建支援制度の継続実施

(実施主体:県・市町村)

- 平成 12 年の鳥取県西部地震の際に設立した被災者住宅再建支援基金を引き続き運用し、速やかに住宅が再建できるよう支援します。
- 気候変動により豪雨災害等は今後も増加する恐れがあるため、必要に応じて災害規模や基金必要額の見直し等について市町村と協議します。

#### 災害時における円滑な住宅修理体制の構築

(実施主体:県・市町村)

- 令和 3 年 6 月に建築関係団体 9 団体と締結した「災害時における円滑な住宅修理に関する協定」に基づき、災害時には速やかに「住宅修繕・相談支援センター」を立ち上げ、一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会の協力により専任の相談員を配置し、ブルーシート掛けや住宅修理が円滑に進むよう関係団体と災害訓練等を行います。
- 災害時において休日や夜間など「住宅修繕・相談支援センター」の開設時間外における相談に対応するため、スマートフォンやパソコンから相談内容を送信できる専用アプリの開発を行います。
- 被災住宅には、国や県などの様々な支援制度があることから、被災住宅の見積りにおいて国及び県からの支援金と自己負担額がわかる県独自様式を作成し、建築関係団体に周知します。
- 災害時に協定に基づく支援を円滑に行うことを目的として、協定団体をはじめ、市町村や県及び市町村の社会福祉協議会とともに災害訓練等を行います。

#### 木造応急仮設住宅の供給体制の整備

(実施主体:県・市町村)

- 市町村及び関係部局と連携し、大規模災害時を想定した施工及び資材供給体制構築に係る検討を行います。
- 平常時から、様々な敷地条件・入居者等に応じた仕様(バリアフリー・車いす対応等)に関する情報収集を行い、災害時に円滑に供給できる体制を整備します。

#### 被災建築物応急危険度判定士・判定コーディネーターの養成・訓練

(実施主体:県)

- 今後も養成講習会を継続開催することで新たな判定士を養成し、登録目標人数の達成を目指します。

## ◇ 関連施策

### ■鳥取県被災者住宅再建支援制度

自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、被災者が住宅の再建を速やかに行い、力強い復興を推進して被災前の活力を取り戻し、地域の維持・再生を目的として、県及び市町村が共同で鳥取県被災者住宅再建支援基金を設置し、被災地域の住宅再建を支援します。

#### ○対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、一定規模以上のもの

#### 複数世帯の場合

県制度の「※」部分は、国制度が適用されない場合等に補完する範囲を示す

制度区分	損傷の程度					
	全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	中規模半壊 (30%以上)	半壊 (20%以上)	一部損壊 10%以上	5%以上 5%未満
国制度 (生活再建支援制度)	定額 200万円	定額 150万円	上限 100万円	—	—	—
国制度 (応急修理制度)			上限 59.5万円		上限 30万円	—
県制度 (住宅再建支援制度)	※	※	※	上限 100万円	※	5万円 2万円
合計	259.5万円	209.5万円	159.5万円	159.5万円	30万円	5万円 2万円

#### 単身世帯の場合

制度区分	損傷の程度					
	全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	中規模半壊 (30%以上)	半壊 (20%以上)	一部損壊 10%以上	5%以上 5%未満
国制度 (生活再建支援制度)	定額 150万円	定額 112.5万円	上限 75万円	—	—	—
国制度 (応急修理制度)			上限 59.5万円		上限 30万円	—
県制度 (住宅再建支援制度)	※	※	※	上限 75万円	※	5万円 2万円
合計	209.5万円	172万円	134.5万円	134.5万円	30万円	5万円 2万円

### 生活再建支援制度

### 住宅再建支援制度

・被災者が発注、市町村が補助金交付



項目	補助対象内外
住宅の建設費	○
住宅の購入費	○
住宅の補修費	○
家具・家電製品	△※

※半壊以下は対象外

### 応急修理制度

・市町村が業者に直接発注、支払



項目	補助対象内外
屋根、柱等の補修	○
ドア、窓の補修	○
配管配線の補修	○
衛生設備の補修	○
内装の補修	×
家具・家電製品	×

鳥取県住まいまちづくり課

## ■鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会

応急危険度判定活動は、震災直後の余震による建築物の倒壊や部材の落下から生じる二次災害を防止し、居住者・建物利用者の安全確保を目的としたボランティア活動です。

鳥取県では判定活動の体制整備に取り組んでおり、判定活動を行う建築士及び建築施工管理技士及び建築に関する実務経験を2年以上有する者を対象に講習会を実施し、「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士」として認定し、登録しています。



鳥取県住まいまちづくり課

## ■災害時における被災住宅の修繕等に関する協定

大規模災害が発生した際に、被災した住宅の修繕等を円滑に進めることを目的として、建築関係団体との協働により「住宅修繕・相談支援センター」を設置し、相談対応や修繕業者の斡旋等を行います。

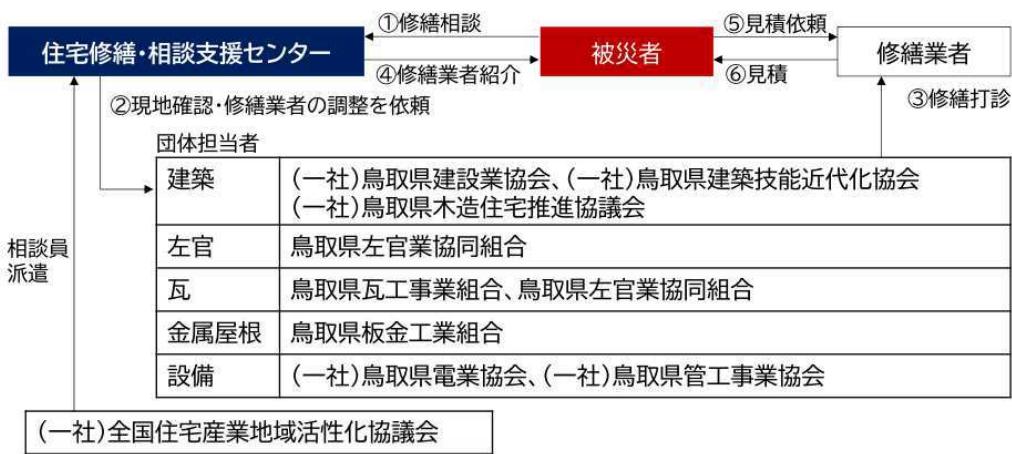
### ○協定団体

一般社団法人鳥取県建設業協会、一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会、一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会、鳥取県左官業協同組合、鳥取県瓦工事業組合、鳥取県板金工業組合、一般社団法人鳥取県電業協会、一般社団法人鳥取県管工事業協会、一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会

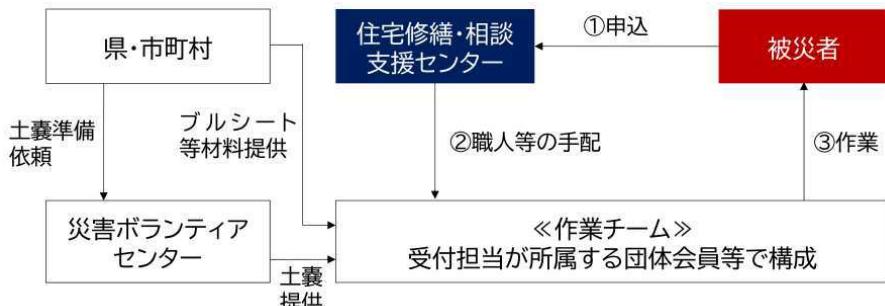
### ○主な業務

- ・被災住宅に関する相談対応
- ・被災により住宅内に雨水が侵入する恐れのある住宅に対する応急措置作業
- ・被災住宅の現地確認及び修繕業者の斡旋等に関する連絡調整

### ○住宅修繕相談対応フロー



### ○ブルーシート掛け対応フロー



鳥取県住まいまちづくり課

### ③ 成果指標

施策	評価指標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和12年)
1.住宅の耐震化促進と地震に関する情報提供と相談体制の整備	新耐震基準に適合する住宅ストックの割合 【再掲】	84.9% (H30年)	92.0%
2.土砂災害・津波による被害の発生防止	土石流対策施設の整備箇所 (要対策箇所:1,626 箇所)	499箇所 (R2年度末)	573箇所
3.災害時の緊急対応と復興支援	被災建築物応急危険度判定士の登録人数	1,052人 (R2年度末)	1,100人

## (9) 安心して暮らせる住環境の形成

### ① 施策展開の方向

増えつつある危険空き家対策を進めるとともに、住宅の防犯性を高め、安心して暮らせる住環境の形成を図ります。

#### 安心して暮らせる住環境の形成

- a. 危険空き家の除却・発生抑制と空閑地の有効活用
- b. 犯罪に強い住まいの普及・地域の防犯力の向上

### ② 具体的な施策

#### a. 危険空き家の除却・発生抑制と空閑地の有効活用

##### 鳥取県空き家対策協議会の取組推進

(実施主体:県・市町村)

- 鳥取県空き家対策協議会(H24.12 設置)において、空き家対策に係る国・県の支援制度や他県の先進的な取組事例の紹介、外部の専門家による施策紹介、各市町村の取組状況等の情報交換を行うとともに、市町村の意見を県支援制度に反映させるなどの取組を推進します。

##### 空き家の除却促進に向けた取組推進

(実施主体:県・市町村)

- 市町村が実施する空き家等実態調査を支援します。
- 市町村が実施する空き家の再生、除却及び除却後の跡地利用等の計画策定を支援します。
- 市町村と協調(間接補助)して、市町村が空き家の除却を行う所有者に対して解体経費の一部を助成します。

##### 空き家化抑制に向けた取組推進

(実施主体:県・市町村)

- 高齢者世帯等が居住する居宅が将来空き家とならないよう相続や活用方法、処分等について事前に家族や親族と検討することを促し、意向の明確化や空き家バンクへの登録誘引等により、空き家の発生抑制につなげる取組を地域のまちづくり団体や自治会等と連携して実験的に実施するとともに、福祉団体等との連携についても検討を進めます。
- 空き家となった家屋については、将来危険空き家となり周辺に危害が及ぼないよう所有者に適正管理を促します。

## ◇ 関連施策

### ■空き家等実態調査支援事業

市町村が空き家対策の一環として、地域の老朽家屋・空き家の実態調査、所有者特定調査、地図情報等のデータベース化等に取組む場合、調査等に要する経費の一部を支援します。

対象経費：委託費、賃料、交通費、証明書発行閲覧費、通信費等

補助率：各市町村負担経費の1/2、限度額：1,000千円

鳥取県中山間地域政策課

### ■空き家等活用計画支援事業

1. 市町村が実態調査に基づき、空き家の再生・除却、除却後の空地の再利用等に取組む場合、調査等に要する経費の一部を支援します。

2. 老朽危険空き家に至る前の空き家等における跡地を公共に資する目的で活用するものについて、当該空き家等の所有者に対して除却経費の一部を支援します。

事業主体：1. 市町村

2. ①市町村（直接補助） ②空き家の所有者等（市町村間接補助）

対象経費：1. 委託費、賃料、交通費、証明書発行閲覧費、通信費等

2. ①空き家等の解体・撤去・処分・整地に要する経費（直接補助）

②空き家等の解体・撤去・処分・整地の支援に要する経費（間接補助）

補助率：1. 県1/2、市町村1/2、限度額：1,000千円

2. ①国2/5、県1/5、市町村2/5、限度額：1,000千円

2. ②国2/5、県1/5、市町村1/5、所有者1/5、限度額：1,000千円

鳥取県中山間地域政策課

### ■老朽危険空き家等除却支援事業

老朽危険空き家等のうち、倒壊すれば前面道路を封鎖し、災害時の避難、救援活動等に支障が生じる恐れがあるもの等について、当該空き家等の所有者に対して除却経費の補助及び代執行等により除却を実施する市町村に対して、その経費の一部を支援します。

・事業主体：①空き家の所有者等（市町村間接補助）  
②市町村

・対象経費：①空き家等の解体・撤去・処分・整地の支援に要する経費（間接補助）  
②空き家等の解体・撤去・処分・整地に要する経費（直接補助）

・補助率：①国2/5、県1/5、市町村1/5、所有者1/5  
②国2/5、県1/5、市町村2/5

鳥取県中山間地域政策課

### ■空き家化抑制推進事業

高齢者世帯等の住宅が将来空き家となるよう事前に家族と話し合い、今後の自宅の活用や処分、相続等について検討することを促すとともに、検討結果を「住まいのエンディングノート」として意思表示してもらうことで、空き家の発生予防につなげる取組をまちづくり団体等と連携して実施します。

① 事業内容(地域のまちづくり団体に委託)

- ・「住まいのエンディングノート」の作成（住宅版終活ノートのようなイメージ）
- ・地域の高齢者世帯を中心にエンディングノートの配布、主旨の説明、意識啓発を行う。
- ・エンディングノートにより収集した住民の意向をもとに、空き家となる前に住宅の処分・活用を実現する手法を地域団体と連携しながら検討する。

② 連携団体

NPO法人しゅう鹿野まちづくり協議会、NPO法人こうふのたより

③ 事業費（県の直営事業）

委託料 500千円

鳥取県中山間地域政策課

## b. 犯罪に強い住まいの普及・地域の防犯力の向上

### 建築関係団体、不動産関係団体に対する普及啓発

(実施主体:県・市町村)

- 建築関係団体、不動産関係団体に対して「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図り、戸建住宅・共同住宅の設計・施工・供給における取組を推進します。

### 防犯リーダーの人材育成

(実施主体:県・市町村)

- 防犯リーダー研修会の開催により、地域の安全確保の取組をリーダーとなって推進していく人材を育成するとともに、こうしたリーダーが中心となる防犯ボランティア団体の形成など防犯環境の整備を推進します。

### 優良防犯施設の普及促進

(実施主体:県)

- 優良防犯施設認証制度に関する情報を県ホームページで提供するほか、施設への個別訪問を行い、優良防犯施設の普及を推進します。

### 防犯性能建物部品の活用の推進

(実施主体:県・市町村)

- 防犯性能建物部品に関する情報を県ホームページで提供し、活用を推進します。

### 防犯リフォームの情報提供

(実施主体:県・市町村)

- 防犯リフォームに関する情報を県ホームページで提供し、リフォームの機会を捉えた住宅の防犯対策を推進します。

## ◇ 関連施策

### ■鳥取県優良防犯施設認定制度

鳥取県では、防犯におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、防犯のための措置が講じられていると認められる施設を「優良防犯施設」として認定しています。

#### ○認定の対象

学校・専修学校・児童福祉施設、共同住宅、駐車場・駐輪場、深夜小売店舗、金融機関・貸金業者の店舗等

#### ○認定

- ・認定は対象施設を設置または管理する人の申請により行います。
- ・各施設別の認定基準に基づき書類及び現地審査を行い、知事が認定します。
- ・認定されたときは、申請者に認定証を交付し、認定した旨をインターネット等で公表します。

#### ○既認定施設

- ・県内の92施設が認定を受けています。（令和3年4月現在）

鳥取県くらしの安心推進課

### ■犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

本指針は、防犯性の高い住宅の普及を図るため、住宅等の企画、設計、整備及び管理上配慮すべき事項を戸建住宅や共同住宅の供用部分・専用（住戸）部分等に分けて示しています。

#### ＜防犯の基本原則＞

- ・周囲からの見通しの確保
- ・居住者の共同意識の向上
- ・不審者等の近接の防止
- ・部材、設備等の強化

鳥取県くらしの安心推進課

### ■鳥取県防犯リーダー研修会

犯罪のないまちづくりを実現するためには、県民の防犯意識の高揚とともに地域の安全を地域で守る取組が欠かせません。

このため、地域の安全確保の取組をリーダーとなって推進していく人材を養成するとともに、こうしたリーダーが中心となる防犯ボランティア団体の形成など防犯環境が整備されることを目指して研修会を開催し、講義のほかにワークショップなども行っています。



鳥取県くらしの安心推進課

### ③ 成果目標

施策	評価指標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和12年)
1.危険空き家の除却と空閑地の有効活用	空き家等対策計画を策定した市町村の数	15市町村 (R2 年度末)	全市町村 (19 市町村)
2.犯罪に強い住まいの普及・地域の防犯力の向上	共同住宅の優良防犯施設の認定数	5 件 (R2 年度末)	20 件